

令和7年度林野火災復旧関連木材利用促進PR業務

業務仕様書

令和 7 年 8 月
岩 手 県

令和7年度林野火災復旧関連木材利用促進PR業務 業務仕様書

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度林野火災復旧関連木材利用促進PR業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

令和7年度林野火災復旧関連木材利用促進PR業務

2 本業務の背景及び目的

令和7年2月に発生した大船渡市林野火災は、焼失面積が平成以降で最大規模となり、その後の復旧には、林野火災被害木の伐採・搬出後の再造林が必要となっているが、これに伴い大量に搬出される被害木の販売先（利用先）の確保が課題となっている。

上記の課題を解決し、大船渡市林野火災の復旧を図るため、本業務では、被害木の利用につながるような木製品PRグッズ製作及び首都圏における被害木利用促進セミナーの開催等を通じて、県民や企業等の間に広く、被害木の利用が大船渡市林野火災の復旧支援になることを普及・啓発し、積極的に「林野火災被害木を使って復旧支援をする」機運の醸成を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

4 委託料上限額

2,600,000円 以内（税込）

5 本業務の内容

（1） 林野火災被害木の利用促進グッズの製作

ア 内容

大船渡市林野火災の被害木の利用促進につながるグッズの製作。（被害木を原料とする）

イ 利用用途

被害木の活用や復旧支援に関心のある民間企業等への訪問、イベント、展覧会等においてサンプルとして渡せるもの。

（2） 林野火災被害木及び県産木材利用促進セミナーの開催

ア 開催日

令和7年11月10日（月）13:00～15:00（予定）

イ 会場

MOCTION（東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー リビングデザインセンターOZONE 5F）
セミナー会場

ウ 内容

林野火災被害木利用の啓発及び県産木材の魅力を発信するためのセミナーに係る企画・運営

6 詳細

(1) 林野火災被害木の利用促進グッズの製作

目 的	「2 本業務の背景及び目的」を踏まえ、被害木利用の意義について普及・啓発（別紙1参照）を行うため、大船渡市林野火災の被害木を使ったグッズを製作し、被害木の利用促進を図ること。
委 託 内 容	ア 被害木を使った木製ノベルティの製作 （ア）規格 訪問先や展示会等で配付できるサイズ （イ）個数 300 個 （ウ）納期 令和7年10月下旬 ※納期については製作するものに応じて契約後の協議の上変更可とする。 イ 被害木及び県産木材を紹介するリーフレット作製 （ア）規格 A4 二つ折り仕上がり A5（1枚） （イ）部数 1000 部 （ウ）納期 令和7年10月下旬
留 意 事 項 等	・契約額には、原材料、加工料、取材料、デザイン料等の製作費用を含む。 ・原材料となる被害木の調達に関しては、岩手県林業振興課が関係団体と調整し支援する。 ・木製ノベルティは、以下の要件を満たしていること。 ①被害木でつくられたことが分かること。 ②被害木利用が森林の復旧支援につながることが分かり、支援の動機付けになるような工夫があること。 ③配付された人が日常的に使いたくなる、又は飾りたくなるものであること。 ・リーフレットは、以下の要件を満たしていること。 ①被害木利用の意義及び県産木材の魅力を伝え、利用の動機づけになるような工夫があること。 ②魅力が伝わるように紙質とデザイン性の高いものであること。

(2) 林野火災被害木及び県産木材利用促進セミナーの開催

目 的	「2 本業務の背景及び目的」を踏まえ、セミナーの開催により林野火災被害木利用の普及・啓発及び県産木材の魅力を発信すること。 ※岩手県が別途実施予定の MOCTION 自治体展示エリア（別紙2参照）の出展の期間に併せて効果的なPR活動とするもの。
委 託 内 容	林野火災被害木利用の普及・啓発及び県産木材の魅力を発信するためのセミナーに係る企画・運営 開催日：令和7年11月10日（月）13：00～15：00（予定） 会 場：MOCTION（東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー リビングデザインセンターOZONE 5F）セミナールーム 想定する内容： ・大船渡市林野火災と復旧に向けた取組、県産木材の魅力について紹介し、林野火災被害木を含めた県産木材の利用促進を目的とするセミナーとする。 ・セミナー来場者のメイン対象者は、林野火災復旧支援に関心のある設計・建築・家具関係企業及び一般市民とする。

	・大船渡市林野火災復旧に協力している企業・団体、県産木材をこれまで積極的に使用している企業、岩手県林業・木材関係団体の代表又は担当者等をパネラーとした、取組紹介及びパネルディスカッションの開催。 ・コーディネーターは、岩手県の林業・木材産業に精通した学識経験者等。
留意事項等	・契約額には、MOTION に隣接するセミナールーム、控室使用料及びパネラーの出演料を含む。なお、セミナールーム及び控室の利用及び利用料については、MOCTION 運営者と調整済であること。 ・セミナー出演者は契約後決定するものとする。 ・セミナーの開催により、林野火災被害木利用の普及・啓発及び県産木材の魅力が来場者に伝わり、利用の動機づけになるような工夫があること。 ・セミナーの内容が、来場者だけでなくインターネット等を通じ、多くの林野火災復旧支援に関心のある企業等に伝わり、支援の輪が広がるような工夫があること。

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記(1)イにより受託者から受託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとし、成果品及び成果品に収められた映像や使用した写真等（以下、「成果品等」という。）は、今後、県が自由に利用できるものとする。

なお、成果品等は、改変して利用する場合があります、その場合において、著作者の名誉・声望を害しない方法による改変利用については、著作者は作品の同一保持権を行使しないものとする。

その他詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者（再委託先を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者（再委託先を含む）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

8 成果品

提出すべき成果物は、以下のとおりとする。

- (1) 実施報告書
- (2) 本業務の実施状況を確認できる資料（運営マニュアル、印刷物、実績が確認できるもの、写真等）
- (3) 「被害木を使った木製ノベルティ」及び「被害木及び県産木材を紹介するリーフレット」
- (4) 本業務に係る資料・写真等の電子データ 一式 ※

※ 資料・写真等の電子データは、DVD・USB メモリ等の媒体に収録し、Windows10 上でデータの保存、編集、表示が可能であること。電子データの作成に使用するソフトウェアは、microsoft office シリーズを原則とし、その他のソフトウェアを使用する場合は、別途協議すること。

9 企画提案に係る留意事項等

(1) 林野火災被害木の利用促進グッズの製作

想定する内容に記載の事項にとらわれず、自由な発想で、より効果的で魅力のある企画を提案すること。

作製スケジュール、仕上がりイメージを企画提案すること。（製作スケジュールは契約後速やかに作成し提出すること。なお、納期については作製するものに応じて契約後の協議の上、変更を可能とする。）

(2) 林野火災被害木及び県産木材利用促進セミナーの開催

大船渡市林野火災と復旧に向けた取組、県産木材の魅力についての紹介については、隣接する MOCTION 展示（岩手県）の内容を踏まえ、契約後に詳細を決定するものとする。

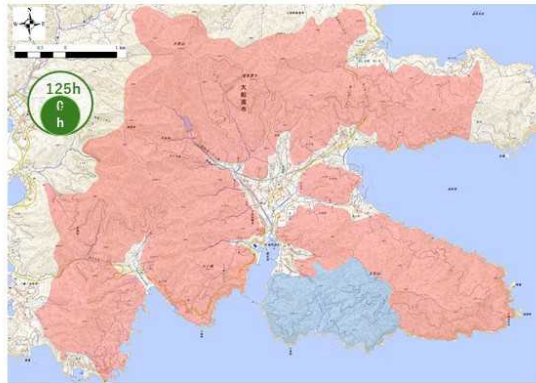
(3) 自由提案

コンペ参加者は、県民の間に広く県産木材等についての関心や理解を一層深めるために、必要と考える企画内容を自由提案できるものとする。

大船渡市林野火災の概要

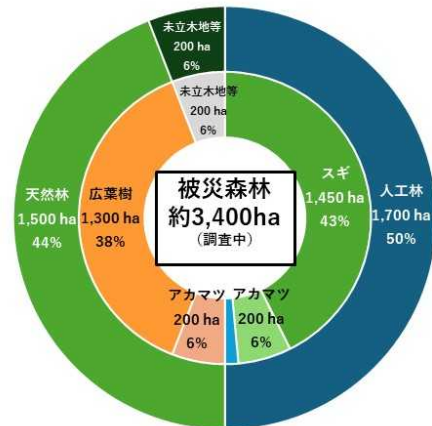
○ 延焼範囲:3,694 ha(平成以降で国内最大規模)

○ 樹種別の被害状況



資料提供：総務省消防庁消防大学校 消防研究センター

第1回大船渡市林地再生対策協議会資料より
(岩手県防災航空隊、大船渡市消防本部及び消防庁消防研究センターに
よって作成された延焼外周のデータを用いて作成)



※「未立木地等」は作業路、伐採跡地等

被害木の利用促進

被害程度に応じた利活用を図るため、**供給の円滑化**に向けた関係者間の
情報共有や被害木等の**需要喚起**に関する普及啓発等を実施

【被害森林】



被害木利用促進



【森林の復旧】



別紙2 MOCTION 自治体展示について

岩手県の展示期間日：令和7年11月6日（木）から18日（火）まで（予定）

展示内容（案）：①県産木材の特徴紹介（多様な広葉樹、アカマツ等の森林資源と利用実績）
②木材製品展示（家具・食器・フローリング材等）
③大船渡市林野火災復旧関連木材利用の普及啓発



出展6つのメリット

写真：和歌山県展示をエストニア木材関連事業者が視察している様子

1 お手頃な出展料

東京都が出展しているスペースの一部をご利用いただくので、約50㎡の自治体展示エリアを2週間5万円で使用できます。

出展料
5万円
(2週間)

2 木製品のPRに最適な場所

MOCTIONが入っているOZONEには、住まいやインテリアに関心の高いお客さまが多く来館されます。そんなお客さまに見ていただくチャンスです。



3 SNS と WEB で展示を告知

会期の始めにMOCTIONのLINEならびにInstagram登録者に展示内容を告知します。また、MOCTIONのWEB告知のリンク等を自治体でも告知いただくことで手軽にPRできます。



4 MOCTION スタッフが展示をご案内

会期中お立会いいただかなくても、設置の際にスタッフに見どころをお伝えいただければご不在時には代わってご説明いたします。もちろん駐在も可能です。



5 商品調査の場として活用

展示期間中に、出品した木製品のアンケート（商品調査）を実施できます。アンケートに協力いただいた方へのノベルティをご用意いただく効果的です。



6 出展後もMOCTIONが継続してPR

展示期間終了後も、MOCTION内にパンフレット・サンプル等を展示し、継続してMOCTION来館者へ出品した木製品をPRいたします。



国産木材活用の企画展示一例



お問い合わせ

出展受付

東京都 産業労働局 農林水産部 森林課
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1第1本庁舎21F
TEL:03-5320-4855
※各都道府県担当者を通じてご連絡ください。

展示方法等のご相談

国産木材の魅力発信拠点 MOCTION
〒163-1062 新宿区西新宿3-7-1
新宿パークタワー リビングデザインセンター OZONE5F
TEL:03-6258-0082 ✉ info@motion.jp



MOCTION
国産木材を活かす繋げる

チラシ作成日：2024年10月



東京都

この活動は東京都が運営しています。国産木材活用・オフィス木質化は、全国各地と東京都が連携して行っています。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（個人情報管理責任者等）

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（漏えい、毀損及び滅失の防止等）

第4 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（教育の実施）

第5 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

（1）在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

（2）特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

（指示、報告等）

第6 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故発生時の対応）

第7 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。